

## 経済史における農場経営組織の理論的考察

### II. 農業の商業化

鈴木恒雄\*

昭和62年5月30日受付

## A Theory of Farming Systems in Economic History

### II. An Emergence of Commercial Farming

Tsuneo SUZUKI\*

Since merchants as a specialized trading group emerged in economic history, marketing activities had pervaded the traditional non-market society until it turned into the modern market society. Along with the above development, agriculture had changed itself in the phase of the management system. In this report, two theoretical models, namely, (1) "Land-Peasant System" under customary-command economy in the old society, and (2) "Commercial Farming System" under merchant economy in the modern market society, were figured together with intermediate types concerning the middle age. Several courses of the transformation from the old system to the new one were discussed in connection with socio-economic factors. As for modern age, however, detail descriptions are excluded in this report.

#### はじめに

『経済史における農場経営組織の理論的考察 I』において、市場の勃興と浸透の過程を述べたが、それは農業近代化の本質を理解するために、その前段の状況を包括したものであった。次の段階には、市場経済がそれ以前の非市場経済（慣習と指令）に浸透して近代の局面をつくり出し、ついに工業主義の社会になる。その過程で農業もまた市場経済の浸透を受けていく足どりを明らかにすることが、本論の目的である。

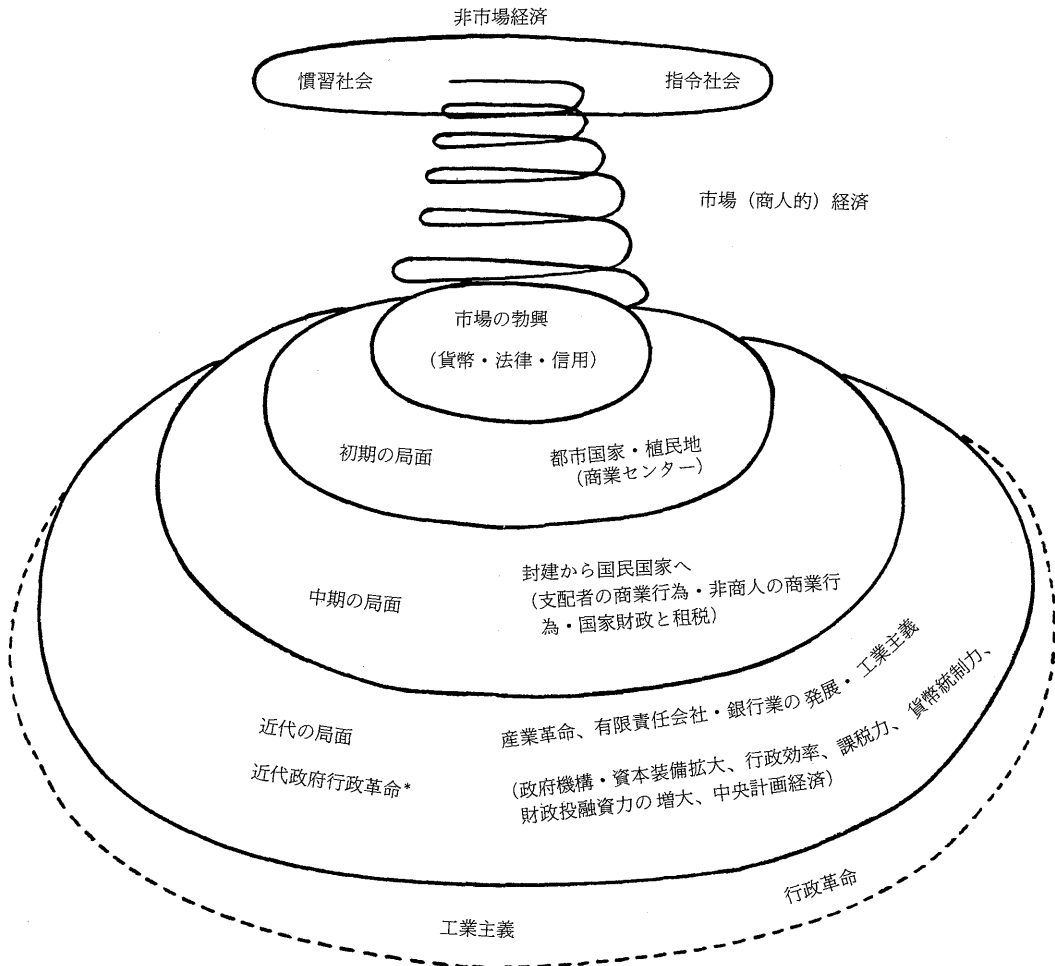
#### 農業の商業化

ヒックスは市場の勃興以後の過程について、第一局面（都市国家と植民地としての商業センターの出現）、中間局面（封建制から国民国家へ、支配者の商業行為、非商人の商業行為）、近代局面（貨幣、法、信用、制度、整備と産業革命）を経て、工業主義と行政革命による「新しい非市場経済」の出現に論をすすめている。その要点を図示すると第1図のとおりである。

農業組織をモデル化するに当って、まず明らかにして

\* 鳥取大学農学部農林総合科学科経営管理学講座

\* *Department of Farm Business Management, Faculty of Agriculture, Tottori University*



第1図「非市場経済から市場経済へ」(ヒックスより筆者作成)

\*新しい形の「非市場経済」を意味する

おこななければならないことは、「土地」と「労働」とは、いかなる時代のいかなる型の経済であっても依存せざるをえない基盤であること、また、どのような経済も(たとえ原始社会での慣行的経済でも指令的経済でも)食料生産と非食料生産の双方に依存せざるをえないこと、の二つである。われわれは食料生産者だけの完全な等質経済、等質社会を、現実としてもモデルとしても持つことはできない。市場経済ではなおさらのことである。しかし、組織の一形態である「市場」は、商人の創造物、金融業者の創造物であって、農民や手工業者の創造物では

ない。つまり「市場」は、商人や金融業者が現われてから形成されたものであって、それ以前にはなかったものである。したがって、商品市場と金融市場は市場制度の本来的なもの、固有のもの、の典型である。市場制度が土地や労働のような生産要素(すなわち資本以外の生産要素)へ浸透していく過程では、種々の障害が生じる。土地や労働の領域では資本におけるようには市場制度が形成され成長されにくい。

この領域では、市場原理は適合しないか、適合するとしても困難を伴う。そこに種々のフリクションが生ずる

ことになる。このフリクションはきわめて初期のころから始まり、今日のわれわれの時代に至るまで続いている。その間に形態は重要な変化を受けつつあるが、困難は依然として続いているのである。そして、これこそ現代における農業問題の重要な一面となっている。

## 1. 農業の形態変化

まず、農業変化のモデルから始めよう。前段階に存在した農業制度は、「領主—農民体制」(The Lord and peasant System)であった。前段階の農業を考察するのに、ヒックスの見解にしたがって「封建制」(Feudalism)よりも「領主制」(Lord)という用語を使うことにしよう。彼によれば、イギリスについてみると、「封建制」という用語は西ヨーロッパにおいて中世に存在した制度の特殊な形態にとらわれすぎている。まして、日本についてみると、なおさらである。われわれが必要としているのは、ただちにそのような特殊なものを思い起こさせることではなく、日本の守護大名にまで容易に拡大できるようなものであるためには、「領主—農民体制」のほうが適当であろう。

### (1) 前商業的農業 (領主—農民体制)

この体制は農業の側面からみると、指令—慣習体制のうちの主要な一つの形態であった。この体制はきわめて古くから存在したものであり、強固な体制であった。それが強固であったのは、現実の必要を満たしていたからである。領主と農民は互いに相手が必要とし、また両者は、ともに土地、さらに言えば同一の土地を必要としたのである。農民が領主にとって必要であったのは、領主は農民の分け前を得ることで生計を支えていたからである。また、それに対応して農民は領主を必要とした。農民が領主に農産物を差し出し、負担する見返りとして何かを得ていた。それは次のような「保護」であった。

#### ① 防衛

商人の場合では、都市に集住することで自分らの保護ができた。だが農民の場合は、村落を形成することだけでは、人身の保護はある程度できたとしても、作物をそのような方法で守ることはできなかった。作物の栽培から収穫までには数カ月、一年という期間がある。この期間、とくに収穫まぎわになって保護を受けていない農民は危険にさらされる。そこで、かなり広い面積に植えられている自己の労働の成果である作物を侵略者や盗賊から独力で守ることができなくなれば、保護を与えてくれる誰かに頼らざるをえない。

しかしながら、この場合、農民たちが協同することで自主的に集団防衛することも考えられるし、もちろん、時にはそれもできたであろう。しかし、一般的に言えば、それほど効率的ではない。なぜなら、農民の集団が不時に発生する侵略や盗難に自分等自身で守るよりも、常備の専門の武士団に頼るほうが効率的である。分業の利益があるからである。

防衛のうえからみて安全な立地にある場合、たとえば山岳地帯のような近寄りにくい地点の農場では攻撃の危険、盗難の危険は多くないだろう。このような場合には、独立の農場経営ができる。ヨーロッパ山岳地帯における「自由農民」の存在がそれである。

以上のような例外はあるが、大筋として耕作に適した広い土地での農耕に長いあいだ結びついていた「領主—農民体制」を、前商業的農業の特徴的形態とみなすことはできるだろう。

#### ② 司法

防衛の他にも組織にとって必要なことは、隣人との紛争処理である。山岳地帯のように各人の土地が十分に離れている場合は別として、ふつうの農地のように土地が隣接している場合には、やっかいなことが起こる。まず、境界を確定しなければならないが、その確定のためにも何らかの司法機関が必要である。たとえ境界が確定されたとしても、風の力で吹き飛ばされた作物の種子が他人の土地に生えたりする。休閒あるいは放置された土地の雑草が隣人の耕地に侵入することもある。保護する力をもつ者しか強制力をもって裁けない。領主—農民体制では、「保護者」が同時に裁判官となるに至るのである。

古い遊牧共同体では土地が共有であるから、これらの問題が集団の内部で重大な問題となることはない。しかし、他の放牧共同体と接触がある時に、対外関係としてこの問題が起こる。「貧弱な牛」をもった移動遊牧民の集団が、「優秀な血統の牛」をもった他の集団と接触して交配したことで戦争が起こった南アフリカの例もある。

現在では、もちろん「司法」と「防衛」とは「国家」の機能である。われわれは、「国家」がこれらの機能を果たすのは当然のことと思っている。しかし、これらの機能を十分果たすことができるほど強力な政府は自動的に現われるものではなく、また、いったん現われたとしても永く持続することはむずかしい。財政面でも行政面でも弱体な「中間の局面」(市場が勃興しても未だ産業革命が起こらない中間期)の政府に、これらの機能の十分な遂行を求めることは、通常の場合、無理だったであろう。領主—農民体制が数世紀にわたって存続し、しかも多く

の地域においてはほとんど近代に至るまで存続したのはこのためである。

## (2) 「領主—農民体制」に対する市場の侵入

次に「領主—農民体制」に対して市場制度が侵入してくる。その過程で、体制が受ける衝撃は二つの段階に分けて考えられる。第一段階においては、商業面の浸透がある。第二段階では、さらに重要な金融面の浸透がある。

### ① 商業面の浸透の段階

商業の面が拡大し浸透していく段階に関しては、すでに述べたように農民自身が行商人とわずかな取引を行ったり、農村市場での小さな取引を行なうことから始まる。しかし、商業拡大のうえで大きな意味をもつのは領主が従臣を通じて行なう取引である。領主の得る貢租は、かれの支配する農民が生産したものの分け前ではあるが、領主は貢納物を他領、他国と取引することで、望ましい財貨の形に変える。そして、貢租を貨幣の形で受けとれば、他国との取引はさらにやり易くなる。貢租を貨幣で納めさせるためには、まず農民が貨幣を入手しなければならない。したがって、ひとたび貨幣納が達成されると、農民が農産物を貨幣との交換で商人に売ることが領主は奨励することになる。それが領主の利益につながるからである。もちろん貨幣の一部は、農民が自分自身のために費やすが、残りの貨幣は領主に納められる。したがって、領主が取引に乗り出すと商業の拡大は急速にすすむのである。

古典荘園を基礎とする領主制はヨーロッパでは12—13世紀に大きく変化した。散在する多数の荘園からなる大所領が分裂して中小の騎士領が生まれ、他方では有力諸侯による一円的な領域支配が成立した。日本でも同じ頃に荘園体制の分裂から戦国大名が生まれ、一円領主としての支配に向っていた(注6)。

すなわち、(イ)領主直営地における賦役労働が廃止され直営地は分割して、ときには一括して農民に貸し出された。その結果、農業生産の場は農民保有地に移り、荘園領主は生産物地代や貨幣地代の取得者にすぎなくなった。(ロ)隷属農民は農奴身分にともなう人身支配から解放され、領主—農民関係は契約に基づく物的関係に移った。つまり、賦役労働と人身支配という古典的荘園の特徴は消滅して、定量の農産物、貨幣地代の取得が領主—農民関係の主な内容となった(注7)。

以上は、荘園経済から市場形成への動きを荘園の解体によって農民保有地からの貨幣貢租が生まれるコースであった。

### ② 領主直営地の商業化

市場形成ということでは同じだが、もう一つのコースがあった。すなわち、領主が自己の収入を農民の保有地で生産されたものの分け前として受け取るという形態よりも、もっと都合のよい形態で受け取る方法である。それは耕地の一部を自己のものとして留保し(中世ヨーロッパに適用すれば領主直営地、わが国においては御料地のこと)、それをもっと強固に自己の支配下におく方法である。この方法をとれば、領主はこの土地で生産すべきものをもっと細かく決定することができる。それに、領主は自分の欲する時に生産物を得るためにもこの方が都合がよい。農民が生産物で納めるのが慣習あるいは慣行になっている場合は、このようには都合よくいかない。

しかし、土地はそれを耕す労働力を必要とする。農民がその貢租の一部を直接夫役の形で納めない限り、領主の土地を耕す労働力は存在しないであろう(もっとも、領主は自分の土地を直接雇用した労働力で耕作することもあるだろう。しかし、このような労働力はつまりは領主が養わなければならないことになる。そうするもっとも容易な方法と思われるのは、かれらに土地を与えて自給自足させることであろう。したがって、この方法も事実上は領主の土地を耕す労働力がないのと同じことである)。

したがって、領主直営地へのコースは一般的に言って、よりいっそう完全農奴制に向かって進んでいるとみてよいであろう。他方、さきに述べたコース、すなわち農民が市場向けの生産を行なうことを助長するもう一つの経路は、農民の解放を進めるものである。ヨーロッパでは、この二つはからみ合うことがあったが、日本では領主直営地は進展しなかった。市場性の高い農産物は、農民が自分の土地で生産するよりも、領主の土地で領主の監督の下で働く場合の方が生産が容易であり、また効率よく生産されることは十分に可能である(事実、きわめて起こりやすいことである)。この場合、市場が開かれれば、農場経営が直接的であるほど、それから生じる領主に属する利益は増加する。したがって、領主は自己の収入を農民から貨幣貢租の形態でとり立てずに労働夫役の形態でとり立て、領主自身の農産物を市場で販売することによって、貨幣収入を得る方向に進めようとするだろう。つまり、直営農場を維持拡大させる契機も存在するのである。

### ③ 双方独占的な「領主—農民体制」

それでもなお、ここで主張すべきことは、労働夫役であろうが貨幣貢租の形であろうが、どちらの方向に動い

たとしても、結局は「領主—農民体制」の基盤をくつがえすようなことは起こらなかったことである。領主と農民とは依然として相互に必要な存在であり、また土地は両者にとって必要なものである。いまこれを交換という観点から両者の関係を考えるとどうなるか。

両者の関係をこの点から考えようとする場合、それにあてはまる交換の唯一の型は競争のない単純な交換、すなわち双方独占である。教科書が教えるように、双方独占の下では、交換の条件は「不定」である。このことは、交換の条件が強者の意思によって決定されることを意味している。これを領主と農民の関係にあてはめる場合、領主が強者であると仮定しなければならない。したがって、農民が取引上不利な立場に立つことは疑問の余地がない。確かにそうだが、しかし、その意味をここでは誇張してはならない（一方的な搾取が平時において存続するというように）。領主は圧力をかけて「取引」を自己の都合のよいように動かすことができる。なるほど、領主はいかなる時でもそうすることができるのであるが、増徴を続け得るためには、その圧力ある程度に維持しておかなければならない。圧力をゆるめられれば、農民たちはいつの間にか元に戻って慣習的なもの以上は何も出さなくなるだろう。そのようにかれらは防衛し、消極的な抵抗をする。

領主が圧力をかけて、かれの望むときに収入を増加させようとして、生産物の分け前を現物で取る場合には、それを査定するのが容易ではない。単一種類の穀物に集中している時はまだしもであるが、ひとたび種類が増えると全くむずかしくなる。領主は慣習的な取り分を守っているかぎり、農民たち相互の監視を信頼しておけばよい。なぜなら一人が隠せば、その他の者は自分たちがごまかされているとすぐ感じとるからである。しかし、領主が徴収の要求をひき上げようとするれば、農民みんながごまかそうとする。これに比べれば貨幣納の方がずっと強制しやすいし、また同じことは非常に多くの日数にわたる直接労働を賦課する場合にもいえる。

いま、直営農場からの収入と農民保有地からの納税、この二つがあるとして、これらいずれの方法がとられても「領主—農民体制」の本質は依然としてそのままである。本質とは、なお依然として、土地と農民および土地と領主は結びついていることである（農民は土地を耕し、領主は土地からの生産物で生活しなければならない）。農民が市場と何らかの関係を確立したときでも、なお土地と結びついている。また逆に、土地が農民に結びつけられていることも、同じ重要性をもっている（土地は農民

によって耕されねば意味をもたない）。つまり、この時点までは土地所有権がそもそも存在していないのである。領主も土地に権利をもっており、農民も土地に権利もっている。だが、それを第三者に明示する必要はない状態である。慣習によって確立されるのである。したがって、権利が侵される時には、慣習に訴えることになるのである。これがその本質である。

## 2. 土地が商品（売買の対象）になる過程（土地諸権利の確定）

### (1) 領主の立場、農民の立場

領地がその領主の死亡に際して、相続によって、あるいは国王の従臣や寺社宗教団体に対する贈与として、甲の手から乙の手へ移ることが起こる。領主の諸権利はその内容が何であれ、この時に新しい所有者に移る。新しい所有者は経験によって、自分に贈与されたものに付随する諸権利がどのようなものであるかはわかっている。しかし、まだ土地市場は存在しないという段階がまず考えられる。

次に、土地は頻りに売買されるようになる前に、まず担保に供されるだろうということは推測される。というのは、金融の発展が十分に進み、借入れを行なうことができるようになると、もし領地をもつ領主が容易に考えることは土地を借入れのための担保として、借入れをはかることだろう。しかし、土地の諸権利は純粋に慣習的なものであって、金の貸し手にとっては担保価値は低いものである。債務が履行されない場合に貸し手が担保の土地を手に入れ得るかどうかが、はっきりした見込みをもてないからである。かくして領主はこの段階になると自己の諸権利を確定する必要に迫られるのである。すなわち、かれが土地を売ろうとする時だけでなく、担保に入れようとする時でも、将来その可能性があると思えばじめると、権利を確定したくなる。

領主の諸権利を確定するには、同時に農民の諸権利を確定しなければ不可能である。しかし、この場合に第三者である法律家の助けを借りて領主が行なう取決めは、農民の必要に目を向けるのではなく、潜在的な貸し手、あるいは買い手の必要に目を向けているので、農民の利害関係を無視しがちである。つまり、領主の諸権利を、商人が理解しているような財産概念に合せるようなものに変えるような方向に進む傾向がある（商品化の方向へ）。では、土地がこの意味で領主の財産になれば、農民の諸権利はいったいどうなるのであろうか。

すでにみたように、以前でさえ農民は取引上不利な立

場にあった。まして、いまやかれと密接な関係にある問題が「頭ごなし」に決定されるようになると、かれの立場はますます不利になる。以前からもっていた権利の一部を失わざるを得なくなるのである。しかし、この場合きわめて重要なのは、農民が諸権利を失う条件や方法に著しく多様性があるということである。

土地所有者が誰になろうと、誰かがその土地を耕作しなければならない。耕作されることのない土地は、市場価値すらもたない。耕作のために必要な労働力を確保できる見込みがあるかどうか、土地の価値を決める一つの要素である。

そうすると、いま考察している過程（すなわち領主が土地の権利を確定し、農民が権利を失う過程）は、土地を耕す労働力が相対的に豊富な条件下で起こるか、稀少な条件下で起こるかによって大きく異なってくる（農業技術の進歩によっても、労働力の相対的な過不足条件は違ってくる）。土地の耕作が十分に商業化された場合には、労働力が不足しているか豊富であるかは、地代水準（および賃金水準）にそのまま反映されるだろう。しかし、いま考察している場面はそのような高度に市場経済化されたことが起こる段階にまだ到達していない。われわれの前にある問題は、それ以前の、「商業化の過程に及ぼす労働力の相対的稀少性の影響」である。その過程で労働力が不足した場合と豊富な場合とでは、自由農民が出現しやすいこともあり、領主直営農場が発展することもある。一般的に言えば、労働力不足の時どちらも進展しやすいが、経路に曲折がある。次にこれを見よう。

## (2) 労働力が豊富な条件下（商人地主の出現と農民の心配）

一般的に言って、労働力が豊富な時でも、潜在的な土地購買者（金を支払って土地を買う者、あるいは金を貸してその土地を担保にとる者）が比較秤量しなければならぬ問題がある。それは、かれが手に入れる土地から、いかにして所得をあげるかの問題である。土地財産を手に入れた場合、農民が負担する地代が貨幣の形に変っていれば、この比較秤量は容易であろう。しかし、領主でもなく農民でもない部外者である土地購入者が、どのようにして貨幣地代の支払いをさせることができるのか。そうするためには、かれは何らかの制裁を加えることができなければならない。かれにとって、利用可能な唯一の制裁は没収である。地代の支払い受取りは、かれにとってはまさに契約そのものである。したがって、もし合法的に強制しうる権利を含んだ契約について、農民がその

義務を履行しないならば、農民は立ち退かねばならないということになる。

これは商人的な物の見方である。しかし、土地保有の問題に関しては、このような見方が早くからあったわけではない。このような商人的な見解が生まれてくる状況は、それ以前の状況とは著しく異なったものである。その結果、この種の商人的な見解が進展する時には、ほとんどといってよい位に抗争を伴う。まえに「領主—農民体制」は、防衛に対する農民の必要から成立し維持されると主張してきたが、このような商人的な見解が出てくると農民の安全は危機にひんしてくる。農業において安全保障がおびやかされる。農民はいつ土地を没収されるかもしれないという状況におかれるならば、あるいはそう感ずるならば、農業のような時間のかかる生産過程に乗り出すことはできないだろう。したがって、農民が生産を行なうことは不可能となる。このことは農業は完全に商業化したとしても、最小限の安全保障のために何らかの取決めをつくり上げなければならないことを意味している。

### ① 借地農業経営（年限借地、永代借地）

土地領主 landlord にとって必要な「制裁」力と、農民にとって必要な「安全保障」とをともに満たすことはできる。ただし、それは両者の妥協によってのみ可能である。その典型的な妥協は年限を決めて土地を借りることである。すなわち借地農業経営 (tenant farmer) である（注8）。

永代借地では、領主は地代不払いの際の土地取戻権しかもっていないので、それは借地人の側からみればありがたい魅力的なものであろう。しかし、土地領主にとっては魅力の薄いものであるし、労働力が豊富であると仮定している条件下では、農民が永代借地を確保する取引上の力をもちうるとは考えられない。だから土地領主は農民に何らかの安全保障を与えないかぎり地代を引き出すことはできないが、与えるとしても最小限の安全保障さえ与えておけばよいと考えるであろう。

### ② 直営農場

上述の借地農業経営の発展は考えられる一つの方途にすぎない。労働力が豊富な条件下では、荘官の監督下にある農場経営の取決め（これは古い制度の下で始まっていた）を発展させる方が領主にとって（農民にとっても進んで雇われたいと思うほど）魅力的であることは十分に考えられる。古い制度の下で、領主自身の土地のあったところで行なわれる直接農場経営（直営農場）がそれに当たる。これは、この条件下でさえ重要であるが、次

に述べる労働力稀少という条件下ではさらに重要である。

### (3) 労働力の稀少な条件下

労働力が稀少であるというのは、ここでは土地に対して相対的に稀少だということである。この意味で、かつては豊富であった労働力が不足するようになるのは、土地の供給（新たに開拓される土地）の増加によることもあろうし、労働力の供給の減少によることもあろう。前者の例は数多く存在している（新開地の労働力不足が生ずるのであり、古い土地では人口圧が減る程度である場合が多い）。後者の例としては、14世紀に黒死病とそれに結びついた破局の結果、ヨーロッパ各地で起こった人口の減少である。これらの変化のいずれが起こったとしても、農業が十分に商業化している場合には、地代の低下と賃金の上昇（地代に比して賃金の相対的な上昇）をもたらすであろう。しかし、ここで考察しているそれ以前の条件下では、農業は半商業化しているにすぎないから、その影響はこれとは異なったものになるだろう。

#### ① 領主の土地売却（借地農から所有農へ）

土地領主は自分たちの地代収入が減少したと知ると（新開拓地の農民のうちあるものが離散したり、農民がペストで死んだりして）、財政困難のために土地の売却に熱を入れるだろう。では、かれらはどうして買い手を見つけることができるか。もし土地が単純に前よりも安い価格で、しかもそれが同種の人々（土地領主）の手に移るだけなら大きな変化が起こることはなく、いままでの傾向が続くだろう。しかし、このような条件下では最良の買い手は農民であろうと考えられる。というのは、（地代は下がり賃金は上がる条件下で）所与の土地で、土地と労働によって生産することのできる農産物の価値が下落しなければならぬという理由はまったくない。農産物の価格は下がらない。したがって、農民はかれ自身、土地領主から土地を買取る貨幣をもってはいないとしても借入金に対して担保を提供できる立場にある。つまり、土地を手に入れる可能性は大きくなる。或るきっかけでいくらかの農地を手に入れた場合には、さらに容易になる。もし、このような経路に従って事態が進行するならば、ここに「領主—農民体制」(landlord-peasant system)は「自由農民制」(free holder)に移っていくことになる。かれらは、もはや以前のやり方で領主にしばられていないのである。

#### ② 直営農場の変化過程

その他に、直営農場の発展によって解決が見出されるだろうということがある。直営農場への動きが、労働力

不足への対応として現実に起こりやすいからというのではなく、直営農場制のほうが古い型の領主—農民制よりも労働力不足の克服策としては有効だからである。土地の耕作のために十分な労働力が、直接的な夫役から（身分関係の拘束から）という表現がよく用いられることがあるが、史実からはこの際、適切ではない。「慣習に支配されていた」と言うほうがまだしも実態に合っている）得られるだろうというような条件がないのであるから、労働は賃金労働にならざるをえない。そして、こうして労働市場が競争的になりはじめると、支払うべき賃金は相対的に高くなる。しかし、賃金が高くなって、うまく管理されれば、この労働力は以前より能率的な労働力になりうる。高賃金は能率に刺激を与え、それに能率向上のための改善策を導入するには、慣習に支配されていたかつての農民の土地に対するよりも、直営農場のほうがずっとやり易かったのである。

#### ③ 農民保有地の集積

これら二つの方向、つまり自由農民と直営農場との方向は本質的には異なっているが、いろいろな仕方でも結合することはありうる。また、借地農業経営と結合することもありうる。

能率の改善にとって肝心なことは、経営単位が適正でなければならないこと、および雇用される労働力に相応の賃金が支払われなければならないことである。このことは、領主の土地では直営農場において上述のように起こりうるのであるが、こればかりでなく能率のよい農民が能率の悪い農民の保有地を買取ることによって、農民保有地の集積という仕方でも起こりうる。また、土地領主がより高い地代を受取ることのできる能率のよい小作地を集めようとする政策によっても起こる。土地市場が自由になる程、これらの過程の進行は容易になるのである。

#### ④ 農奴制の終焉——東欧には残る

労働力不足の条件下で賃金の上昇があるとしても、土地領主がそれらを食い止める方策を考えつくことはありうるし、実際に行なわれた。すなわち農民労働者を土地に縛りつけることである。かくて前よりももっと厳密な意味で、農民は農奴と同じ立場にならざるをえないのである。

日本では、織豊時代以後にとられた兵農分離・商農分離の政策は、農民を土地にしばりつけることによって城下町への流出を食い止めようとしたのである。徳川幕府のもとでこの政策は固く守られたが、後半期に至って、事実上崩れはじめた。

西ヨーロッパの大部分の地域においては、すでに14世紀においてさえ農業の商業化があまり進みすぎていたの  
で、農奴制への道が閉ざされていたというのが事実であ  
った。おそらく人口が減少したといっても、なお多くの人  
々が住んでいたのであって、むしろ「労働力の失われた」  
場所への労働者の移動が相対的に容易であった、という  
のが正しいであろう。このように移動に禁制を設けよう  
と実際にいろいろと試みられたが、見るべき成果は収め  
なかった。しかし、東ヨーロッパにおいては事情がま  
ったく異なっていた<sup>3)</sup>

これはロシアの農奴制についてだけのことでなく、  
中央ヨーロッパおよびポーランドにおいても（それに東  
ドイツにおいても）、同じ方向に向う動きがあった。記録  
が最もよく残されているのは東ドイツの場合である。東  
ドイツすなわちエルベ以東のドイツは、12-13世紀には  
植民地域であって、ラインランドや低地地方からでも労働  
力がここへ吸収されていた。ドイツ貴族、あるいはかれ  
らの代理人は、企業家さらに言えば土地開発業者の役割  
を演じ、農民に好ましい条件を示してかれらを引きつけ  
た<sup>3)</sup>

農民はまず最初に、小作人となって開発費用に対する  
相応の見返りにすぎないくらいの地代を払い、その支払  
のための貨幣を稼ぐのに生産物の一部を輸出した。経済  
拡大が持続している間はこのような好ましい状況は続  
いた。しかし、その後には収縮がくると好ましい状況は消  
滅した。ヨーロッパの人口の減少に伴い、新しい土地は  
限界外農地になった。自由な市場の場合には（そして、  
もし市場がかなり大きな規模であるとすれば）、「近くの  
本国」に生じたギャップを埋めるために、植民地域から  
人口の逆流が生じたであろうと考えられる。もし逆流が  
少しでも生じていたなら、苦境はなおさら悪化したであ  
ろう。したがって、農民を引きとめて束縛しておかなく  
てはならない。西ヨーロッパでは一般にそうではないが、  
東ヨーロッパでは土地領主はそういうことが行なえるほ  
ど強力でもあり、またそれが可能な立場にあった。農民  
はとくに無力であった<sup>3)</sup>

人口の衰退は、このどちらかの道（自由農民か、直営  
農場か）を選ぶかの契機となったが、それ自体は一時的  
な現象だった。二世代あるいはもう少し長い期間のう  
ちに、人口の衰退は埋め合わされた。しかし、人口の衰退  
に対する反応として生まれた習慣や社会制度は、容易に  
除去されなかった。すなわち、プロシア、ポーランド、  
ロシアは、数世紀にわたって土地領主からなる貴族の手  
に握られ、かれらに依存せざるをえない貧しい農民から

賃租を取っていた。そして、この抑圧体制を生命線とし  
て固守し、自分たちがうち建てた楼閣の崩壊をおそれて、  
その改革をしなかった。西ヨーロッパですら同じような  
ことはときどき起こったが、もっと弾力的な方策のため  
の道も開かれていた。そこではもっと自由な制度があり、  
固有の問題をかかえてはいたが、問題解決の新しい方法  
を発見する道は東ヨーロッパほど閉ざされてはいなかつ  
た。

### 3. 国家の登場

ここで考察の方向を変えて、土地領主のひとつの機能  
すなわち「保護者」の機能に代って、国家が登場して  
くる過程をみる。

#### (1) 土地領主への地代から国家への租税へ

市場の浸透は、それ自体、法律の浸透であった。法と  
秩序は相伴うものである。したがって、もし国家が十分  
に強力になり、契約の法律効果を保障できるようにな  
れば、これまで土地領主の「権利」の基盤となっていた地  
域の安全を保障することは、国家にできない筈はない。  
では、どうして長期間にわたって国家にはできないまま  
に経過したのか。「領主-農民体制」が長い間、存続した  
理由はなにか。

もちろん、土地領主と国家とは違うのだと答えること  
もできるだろう。しかし、それはつまりは、国家（の法  
と秩序）を保障することのできる完備した行政が存在し  
なかったことを意味している。ある局面では（おそらく  
長期間の局面であろうが）、土地領主の「保護」の機能が  
有効に働いているが、国家の「保護」の機能はいまだ十  
分ではないという状態が存在したのである。しかし、や  
がて国家が地方の秩序を維持するようになり、少なくとも  
地方の諸侯が維持してきたと同程度に維持することが  
できる時がやってくる。そのような時点に達したとき、  
いったい土地領主がそれまで持っていた「権利」のうち  
何が残るであろうか（明治政府が諸藩の行政を統一した  
とき、各藩諸侯にどれだけの権利が残されたか）。

その場合、土地領主が急速に退かされ、「国家」がそれ  
を引き継ぐことは可能である。けれども、交替が可能だ  
ということは必ずしもそれが現実起こることを意味し  
ない。それが起こる場合には、常に革命的な様相をお  
びるものであるから、国家は強力になっても革命を望ま  
ないであろう。かくして、土地領主は機能を失っても、  
そのあと依然として残る。そうすると、状況としては土地  
領主らなしでもすすむことはできるが、飾りものの貴族



として自分たちの生計を支える収入を引出しつづけるであろう。このような状態は数世代にわたって存続しうるし、また時として存続したのである<sup>3)</sup>

たとえ革命を経た場合でも、連続性は存在する。したがって、新しいとりきめの形態がどうであれ、国家が土地領主にとって代っても実体は依然として変わらないことになるのである。また同様に、国家のとりうる二つの道（自由農民か直営農場か）と、以前土地領主がとりえた二つの道はまったく同じである。国家はフランス革命の際や、また1945年以後、非常に多くの国々で行なわれたような「土地改革」だけを行ない、自分の土地に関してはほぼ完全な所有権をもった農民を確立し、国家自身には「保護者」の最小の義務にすぎないものを自分自身のためにとっておくといったこともあるだろう。この場合でも、国家はその最小のサービスに対して代価を要求する。こうして、国家に納められる租税が、それ以前の土地領主に納められた地代にとって代わるのである。これが他方の極に進むと、国営農場制度に発展する。それは古い型の土地領主によって「領主直営地」でふつう私的に行なわれていた直営農場が大規模に発展したのである。

## (2) 「独立農場経営」と「従属農場経営」

このように、いくつかの「革命」を経ても、「独立農場経営」として描かれるモデルと、「従属農場経営」として描かれるモデルの間には、境界線が依然として存在する。それは、所有権の問題をいっているのではない。では、いったいどのような区分ができるのか。

### ① 意思決定（の範囲）からの区分

いかなる種類の農業においても、なんらかの方法で下さねばならず、かつ実務に精通したものにしか下すことのできないある種の意思決定がある。それは「時期」についての意思決定である。いつプラウを入れるか、いつ植えるか、いつ収穫するか、いつ害虫防除するか——これらの決定は牧畜の場合にもある。これらは全く機械的に決定を下すことはできない。慣習は目やすにはなるが、最終的には誰かが責任をとらなくてはならない。ここで、その決定の責任をとる人物は、まさしく、現代のわれわれが農場経営者と呼ぶものである。また、生産が行なわれている土地より、むしろ、このような意味でかれが支配する生産過程を農場と呼んでも差支えないだろう。

このように定義された農場の規模の大小は、生産の形式と地理的条件によって決定されるだろう。農場経営者は、他の人間を雇って働かせることもあるし、そうでないこともある。しかし、農場経営者が独立しているか、

従属しているかの問題はこれらの事柄と関係はない。「時期」についての決定は、かれの責任でしか下すことはできない。それ以外の事柄についても決定を下す自由があるかないかが、ここでの問題である。そのうちでもっとも重要なものは、生産すべきものの決定である。従属農場経営者はその決定を自由に行なえないが、独立農場経営者は自由に作物を転換し、輪作の順序を変え、耕地と牧草地の割合を変えることができる。その他、近代の状況の下では、機械の採用についての決定などを加えなければならない。従属農場経営者の場合には、これら後者のような決定は、少なくとも原則としてもっと上層でなされるのである。

借地農 (tenant farmer) は、自作農 (peasant proprietor) (あるいは土地所有農民 farmer-owner とよべる) と同様、ここでの区分のしかたでは独立農場経営者とみなされる。しかし、プランテーションの支配人は、どんなに規模の大きいプランテーションの場合でも従属農場経営者であろう。この場合にはもちろん次のような限定が必要だが、この区別は原則として明確であると思われる。借地農の意思決定の自由は、かれの借地契約の条件によって制約されることもあるだろう。土地所有農民の場合における自由ですら、農地法、食料管理法などによって制限されるし、場合によってかなり厳しく制限されることもあるだろう。また一方、プランテーションの支配人には、かなりの程度の自由がまかせられるであろう。このような制約は認められるが、それでもなお一般的にこの区別はあてはまると言える。

独立農場経営者は、何らかの対外的な支払い（地代、租税、負債等）をするためには、市場向けの生産を行なわなければならない。対外的な支払いの額だけは市場から買うよりも市場へ多く売らなくてはならない。従属農場経営者はこのような市場依存性をもたない。何を生産すべきかの決定は、すでに述べたように、彼自身が下すのではなく、彼に対して下されるのであるから、農産物の処分をしなければならぬのは、その決定を下す者である。

生産物処分の責任と、農場経営者から切り離すことのできない「時期」の決定の責任とが分離しているのは、従属農場経営者の短所である。これは状況のいかんによっては、また経営方法の改善によって、この短所を小さくすることはできるが、それが短所であることには変わりはない。なぜなら、農場の日々の管理という業務は部外者が監督するには容易でない仕事である。

独立農場経営者の場合、日々の決定、長期の決定、生

産物の処分の各責任が結合しているという長所がある。これは、そこから生ずる大きな不利益を償って余りある長所である。

## ② 企業規模の小さいことは独立農場経営の特徴

農場が上述のように定義されるときには、その規模には限界が存在する。その限界は農業の種類によって異なるが、常に存在する。独立農場経営についていえば、農場規模の限界は企業規模の限界でもある。だが、従属農場経営では、個々の農場は企業の一部にすぎない。企業の規模が小さいことが独立農場経営の特徴である。もっとも、それは普遍的な特徴ではない。なぜなら、独立農場がアメリカ、カナダ、オーストラリアにみられる穀物生産のように、もはや小さいなどとはいえない規模にまで成長できる状況が存在するからである。

## ③ 資本の不足とパートナーシップ

企業規模の小さいことは、一般的に言って資本の不足を意味する。独立農場経営者が資本を必要とする理由には、二つの主要なものがある。一つは、今日これは非常に重要なのだが、農業機械に投資したり、その他に費用のかかる改良を行なうためである。もう一つは、これはいつの時代にも重要なのだが、予備の蓄えをもたねばならぬためである。

農業の生産過程は本来、危険を伴うものである。一定量の土地に、一定量の労働力を用いても、それから得られる産出量は豊富な時もあるが惨憺たる時もある。自家消費のために生産を行なっている農場経営者でも自然災害をこうむることは避けられない。市場向けに生産を行なっている農場経営者は、このような自然災害のほか、競争関係にある者の産出量の増大によっても悪影響を受ける。農産物は多くの場合、需要が非弾力的であるから、異常な豊作の時にはその影響はある市場向けに生産する農場経営者の全部、あるいは大部分に及ぶ。そのため、市場の影響が自然の影響を上回ることになる。したがって、市場が規制を受けない場合は、農場経営者の産出額が非常に変動しやすくなるのは避けられない。産出額が小さい年には（産出量が少ない場合もあれば、価格が安い場合もある）、経費を償うのに苦しむ。たとえ農場が長期的視点から完全に存続しうる企業であっても、短期的の金ぐりに苦しむことはしばしば起こる。

このような非常事態にそなえて資本が必要となる。規模の小さい独立農場経営者にとっては切実な問題である。彼は自分の所有している土地を担保にして借入れを行なうだろう。すでにみたように、それは解決策として決して確実なものではない。なぜなら、借り手が返済できな

い状態の場合に、貸し手は土地を譲り受けても、それは何の役にも立たないという危険性はきわめて高いのである。したがって、この場合、土地は不確実な担保である。事実上、無担保の借入れと同様の条件となる。独立農場経営者の高利貸しに対する債務負担がよく見られるのはこのためである。

このように、独立農場経営、もっと厳密に言えば小規模の独立農場経営（家族農場をふくめて）は、本来、決して農業問題に対する確実な解決策ではない。それは農業信用によって強化される必要がある。すなわち、その農業信用の源泉は、個別農場経営者への貸付けから出てくる短期の利潤を「個々」に利用する（すなわち、それを元手にする）だけでなく、農場経営者が「全体」として得られる長期的利潤にも関係したものでなくてはならない。しかし、このような源泉からの貸付けが身近なところにある筈はない。したがって、形式的条件がなんであれ、その実体は必然的にパートナーシップのようなものにならざるをえない。したがって、独立農場経営者ですら、ある程度、金融的独立を犠牲にせざるをえないことになるのである。

## ④ 地主及び金融機関による農業資本の貸付け

しかし、かれが必要とする援助は、さまざまな方法で与えられている。今日では、主として農業信用機関、土地銀行、協同組合を通じて与えられる。しかし、適当な条件下では、援助が個々の地主を通じて与えられることも十分ありうる。地主が資本を十分もっており、長期の利子を期待しているならば、地主にとっては、やるだけの価値があるからである。

地主貸付け以外の金融機関による農業資本の供給が行なわれるようになれば、地主—小作制度は本来の機能をよりよく発揮し、新しいパートナーシップの関係をもつようになってくる。たとえば、地主が小作に出している土地に対して長期の改良事業を行なえば、その土地は高い担保力をもつようになるからである。地主は十分な資本を調達しうようになるし、長期投資による生産性向上技術が与えられれば、地主と小作人とはパートナーシップの関係をもつに至る。

そうなれば、地主がうけとる地代は、もはやリカードの言う「土地の本源的にして、かつ不滅の諸力」に対する支払いではない。それは全部ではないにしても、大部分は商業投資に基づく規則的な収益、つまり投資利潤となる（注9）。

(3) 他産業資本・国家の資本（長期資本のもう一つの必要性充足）

上述のような金融は、それだけでは長期資本の必要性充足の一つの方法にすぎない。それだけではなお十分ではないので、他の目的のために考え出された信用制度が長期資本の必要を満たすために役割を果たすようになる。

また、他方では、以前に「保護者」としての土地領主の古い機能をすでに引継いでいる国家が、この新しい長期資本の供給という金融機能も引継ぐだろう。銀行制度に対するその近代的な統制を通じて、国家は容易に農業のための資本の供給源となり、「開発」の名のもとに資本を提供する。

国家は、農場経営者に対するパートナーとして、あるいは資本の提供者となり、また古い意味からだけでなく、市場変動から農場経営者を保護したり、また農場経営者のために独占力を行使するという意味においても、国家が保護者となる。すなわちこういうようなサービスを国が行なうようになれば、長い間「独立」農場経営者を悩ませてきた資本不足による不安などの諸問題が解決されると思えるであろう。事実、そのような考えが多いのであるが、もし、そういうことが実現すれば、農場経営者はどれだけ「独立的」だと称し得るだろうか。「農場経営者は政治的に無視できない存在であることから、このような都合な地位を獲得したのであるが、それは強力なように見えて実は空しい資産であることがわかるであろう」とヒックスは述べている。

また、今世紀に非常に多くの国々の農業を変えた技術改良によって、農業に従事する人々の割合が減少しつつある周知の趨勢を目して、彼は次のように述べている。かつてはすべての経済的職業の首位にあった農業は、いまや他の職業と同様に一つの産業にすぎないものになった。これらの技術改良がもたらしたもう一つの帰結は、一人の農場経営者がうまく管理できる単位の規模が著しく大きくなったことである。かくして農場経営者は、昔ほど「小さな人間」ではなくなり、資本を獲得する際に以前ほど特別の援助を必要としなくなってきている。しかしながら推測されるもう一つの帰結は、大きな農地の管理が昔に比べて容易になったので、従属農場経営が相対的に有利になったことであるとも、彼は述べている。

農業の場合には、他の産業と異なり、これらすべての変化の趨勢は、歴史上現在までにみられた変化の大きさに比べれば、これからは小さくなる筈である。

国家が何らかの方法によって、農業組織の中である役割を果たし続けるであろうということは疑問の余地がなく

い。しかし、国家の農業政策が、他の産業に対する政策とますます差がなくなることは十分に考えられる。そうなれば、すべての人の一人一人に、排他的な特権を与えることは不可能であることは明らかであろう。すなわち、農業は経済界での独自性の主張を続け得ないことを推測しうるのである。

結 び

農業が古い「収入経済」の領主—農民体制から出発した後、長い中間期を経て、ついに近代の「市場経済」に浸透されていった過程を述べてきた。農産物はもとよりその他の商品市場は早くから発達し、資本もまた市場経済に馴染んで金融、信用の市場化は進展したけれども、土地と労働については市場制度の波及浸透が阻まれていた理由をも論じてきた。

近代の局面で起こったとりわけ重要な出来事は、18世紀の産業革命による工業主義（有限責任会社・銀行業の発展に支えられた）と20世紀のヒックスの名づけた行政革命（近代政府組織機構・資本装備拡大を伴う行政効率と統制力の変革）であろうと考えられる。これらは生産技術の革命的变化によって、資本や労働の需給関係に深甚な影響を及ぼすとともに、政府の施策によって「市場経済」の中に新しい部分組織（たとえば政府助成、公共企業、中央計画経済のような）をつくり出してきている。農業もこれによって大きく影響されるのである。しかし、このような近代の局面の考察は、本研究の範囲には含まれていない。別個にとり上げるべき大きな課題である。

注

注6) 応仁の乱に始まり、豊臣秀吉の全国統一・徳川家康の幕府開設に終わる1世紀半は、戦国動乱の時代であったが、その間には、「下剋上」の動きによって、荘園領主的土地所有（領主—農民制の一形態）と室町幕府の守護領国制（領主—農民制の他の一形態）の両者は徹底的に解体した。それと同時に、荘園体制社会の内部に個別分散的に発生してきた独立的な封建領主が、天下の覇者を目指して優勝劣敗を繰り返していた。

すなわち、この時代には天皇・寺社・公卿のような荘園領主層は全く没落し、無力となった。さらに室町幕府が解体すると、その構成部分であった守護大名も新しい「近世大名」として生き永らえることができなくなっていた。辺境地帯（奥羽、薩摩）には少数の例外があったのみである。

他方、この荘園体制が解体すると、全国各地に、「一揆」または「惣」などの形で成長してきた独立的な小領主が、古い荘園制のしきたりを破り、相互に角逐して、より大きな一円領主としての戦国大名となっていった。

秀吉が全国統一を実現する間に、戦国大名という新しい封建領主が、家来である「侍」をして「百姓」「町人」を支配させ、ついに將軍（関白）一大名家臣という封建的ヒエラルキーをつくった。

注7) 『近世初頭において「百姓」が負担した「年貢」、「夫役」のうち、労働地代としての「夫役」は、寛文、延宝期に、米納もしくは貨幣納になり、米納生産物地代としての「年貢」の全面的成立がみられる。したがって、この時点より前の「本百姓」は、「本役」としての「夫役」を負担する百姓であることを示すのに対して、これ以後は「本百姓」は耕地保有者を示す「高持百姓」と同義語となる。これと同時期に、耕地を保有しない百姓の呼称として「水呑」なる表現が生じてくる。

しかも、寛文13（1673）年の幕府分地制限令発布を中心として、諸大名も分地制限令を発布し、太閤検地以降の対「百姓」政策の基調である「小農民自立政策」に対して、ある変化が生じていることも注意する必要がある。』（安良城説）

この時点で、百姓は自分のと年貢との他に一定の剰余ができたこと、しかもこの地主、小作関係が「百姓」相互の間に展開しはじめたことは、もはや封建領主が剰余分を「年貢」として吸収できなくなったことを意味する。

それ以前では、封建領主は「百姓」からその剰余分を「年貢」、「諸役」として収取していた。

注8) Tenant farmer(借地農)は、Peasant proprietor(自作農)となり、Farmer-owner(土地所有農民)になりうる。これが独立農場経営者となるのである。

る。

注9) リカードは、地代は土地生産物のうちで土壌の本源的で不滅な諸力に対して、地主に支払われる報酬と一般的に規定した。また、地代とは常に等量の資本と労働とを同一土地面積の上で使用することによって得られる生産物間の差額であるともいい、これが差額地代説のもととなった。

リカードの時代以後、多くの人たちは地代の存在をいちおう認めるが、それは農業ないし土地にのみ特有なものでなく、あらゆる産業や生産要素にレントが生じるとみなすようになった。その代表者はマーシャルである。彼は土壌の本源的性質から生じる本来の（純粋）地代と、改良投資から生じる準地代とを区別し、両者を合わせたものを生産者剰余すなわち生産者地代とよぶ。これは地代がレント一般へ、すなわち利子、賃金の説明まで拡大援用される道を開いた。

#### 文 献

- 1) 古島敏雄：日本地主制史研究。岩波書店、東京、(1958) pp. 19—27
- 2) 石井 進：日本中世国家史の研究。岩波書店、東京、(1970)
- 3) ヒックス・J. R・新保 博：経済史の理論。日本経済新聞社、東京、(1970) pp. 167—178
- 4) 熊谷尚夫・篠原三代平：経済学大辞典。東洋経済新報社、東京、(1980)
- 5) 永原慶二：日本の中世社会。岩波書店、東京、(1968)
- 6) 西川幸治：日本都市史研究。日本放送協会、東京、(1972)
- 7) 大山喬平：日本中世農村史の研究。岩波書店、東京、(1978)
- 8) 鈴木安昭・田村正紀：商業論。有斐閣書店、東京、(1980)